

# 令和5年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和5年6月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後1時35分開会 午後1時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 17名  

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	4番・佐藤 慎二	5番・秦 真一
6番・外川 守	8番・高倉 伸淳	9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子
11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲	13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸
15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	17番・石尾 卓也	18番・山田 孝
19番・滝川 岳雪			
- 5 欠席委員 3番・柿木 和恵 7番・湯浅 光二
- 6 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹  
西村副主幹 稲場主査 北田主査  
遠藤主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 13番・浅沼 博実 14番・只石 博幸
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について
  - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

## 10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から説明いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。  
御報告申し上げます。
- 本日の部会に、3番柿木委員、7番湯浅委員から欠席する旨の届出がございました。また、今、鷲尾委員から遅れて出席する旨の連絡がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 13番浅沼委員、14番只石委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし3ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が3件、使用貸借権の設定が1件の合計4件です。地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区1件、江神地区1件、西神楽地区1件、使用貸借権の設定は東鷹栖地区1件となっております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 番号4番につきましては、外川委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

- 委員（外川 守） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
議案の2ページおよび3ページ、番号4番につきましては、貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借し、経営を移譲する案件でございます。  
議案補足資料4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号4番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） では、番号4番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（外川 守） （着席）
- 議長（山田 孝） 外川委員が関係する案件について、決定いたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
番号1番及び2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。  
番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。  
いずれも、議案補足資料1ページないし3ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、番号1番及び番号3番について担当地区委員からの補足説明をがあります。

- 委員（松木 一幸） はい。9番松木です。  
番号1番につきまして補足説明いたします。  
番号1番は、当初、譲渡人は、所有する農地の全部の所有権移転を希望し、そのほとんどの農地を本年3月あっせん売買しましたが、一部、あっせんの対象外となる地域がありまして、当該農地を3条売買するものです。  
以上です。
- 委員（平 克洋） 11番・平です。  
番号3番について補足説明します。  
当初、譲渡人は、所有する農地の全部の所有権移転を希望し、あっせん後、当該農地を贈与により所有権移転することになったものです。  
以上です。
- 議長（山田 孝） はい。それでは、番号1番ないし3番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 
- 議長（山田 孝） 続きます。日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場 主査） 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。  
議案の5ページを御覧ください。本件の転用目的は、甲種農地において、木材置場を設置するものであります。  
続いて、議案補足資料5ページの位置図を御覧ください。申請地は旧JR北日ノ出駅から北西へ約700mに位置します。  
次に、資料6ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には木材置場が設置される計画です。  
審査内容の概要につきましては、資料7ページの総括表に記載しております。詳しくは資料8ページ及び9ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関して、担当地区委員からの補足説明を求

めます。

○委員（浅沼 博実）

はい。13番浅沼です。

本件につきましては、譲受人は主に原木の輸送等を主に行っている業者であります。よって近年の輸入木材の減少または物価の高騰等による国内並びに道産材の需要拡大を背景に、令和2年度に転用許可を一度得て造成した木材置場の拡大を図るものであります。

農地法第5条2分の1要件を使用いたしまして施設の拡張を図りたく、計画から周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れはなく、地域として問題ないと考えます。

以上です。

○議長（山田 孝）

はい。それでは、議案第2号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝）

続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任）

事務局。

日程第3 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページないし25ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が7件、利用権設定の賃貸借が27件、合計は34件となります。

地区別の内訳でございますが、所有権移転は、東鷹栖地区1件、西神楽地区5件、東旭川地区1件となっております。

賃貸借の27件は、東鷹栖地区5件、永山地区4件、江神地区5件、西神楽地区1件、東旭川地区12件となっております。

集積面積は、所有権移転が17.1ha、利用権設定の賃貸借が92.1ha、合計109.2haでございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

以上でございます。

- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 利用権設定の番号1番ないし3番及び5番につきましては、外川委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員（外川 守） （退席）
- 議長（山田 孝） では、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
- 議案の10ページないし12ページ、利用権設定の番号1番ないし3番は、経営移譲により借主を変更する案件、番号5番は貸主の稼働力不足により、一部を貸し付ける案件でございます。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号1番ないし3番及び5番について審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号1番ないし3番及び5番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（外川 守） （着席）
- 議長（山田 孝） 外川委員が関係する案件について、決定をいたしました。
- 続きまして、利用権設定の番号10番につきましては、北原委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員（北原 浩美） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
- 議案の13ページ、利用権設定の番号10番は、期間満了による再設定でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号10番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号10番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（北原 浩美） (着席)

○議長（山田 孝） 北原委員が関係する案件について、決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の番号25番につきましては、鹿野委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（鹿野 直子） (退席)

○議長（山田 孝） では、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。  
議案の19ページ及び20ページ、利用権設定の番号25番は、利用権を設定した農地の一部を貸主が自作するため、既存の利用権設定を解約し再設定する案件でございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号25番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号25番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（鹿野 直子） (着席)

○議長（山田 孝） 鹿野委員が関係する案件について、決定をいたしました。

引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。

- 事務局（川原主任） 事務局。  
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。  
所有権移転の7件は農地移動適正化あっせん事業による売買が6件、農地保有合理化事業による北海道農業公社による売渡が1件、利用権設定の内、議事参与制限の6件を除いた21件は、期間満了による再設定が16件、解約再設定が1件、借主変更が3件、稼働力不足を理由とした新規案件が1件となっております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし7番、賃貸借の番号4番、番号6番ないし9番、11番ないし24番、26番及び27番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員（高倉 伸淳） 8番高倉です。  
議案21ページ、賃貸借の番号27番についてですが、先日、借主が亡くなっているため、基本構想に適合しなくなったと認められることから、計画を決定するべきではないと考えます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） はい。他に意見等はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第3号について賃貸借の番号27番を除いて、計画を決定いたします。  
なお、賃貸借の番号27番については決定しないことといたします。
- 
- 委員（鷺尾 勲） (到着・着席)
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場 主査） 事務局。  
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。  
議案の該当ページは23ページないし25ページでございます。

永山地区で2件、江神地区で3件、東旭川地区で1件、合計で6件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、番号2番及び3番について担当地区委員からの補足説明をお願いします。

○委員（秦 真一） はい。5番案です。

番号2番につきましては、永山地区の委員5名で現地を確認いたしましたところ、本件の土地につきましては、従前から宅地の一部である状態でありますので、農採地以外と判断いたしましたのでよろしく願いいたします。

以上です。

○委員（北原 浩美） はい。1番北原です。

番号3番につきましては、江神地区の委員6名で現地を確認しました。本件の土地は、従前から山林・原野化しておりますことから、農採地以外と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） はい、それでは議案第4号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田 主査） 事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規程による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは27ページから30ページでございます。

本件につきましては合計11件の届出があり、地区ごとの内訳としまして、東鷹栖地区3件、永山地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区5件となって

おります。

届出の内容につきましては、全件が相続による所有権の移転でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。

日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは31ページないし36ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区3件、江神地区2件、西神楽地区3件、東旭川地区3件、合計で11件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田 主査） 事務局。  
日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の37ページを御覧ください。  
本件につきましては、西神楽地区で2件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。  
これにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会を閉会いたします。